

公立学校共済組合 被扶養者の要件について（概要）

1 被扶養者の資格要件

(1) 三親等内の親族であること。

ただし、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合は、同居していること。（【被扶養者の範囲（三親等内の親族）】参照）

※1 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。また、その者の父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者も含む。

※2 組合員の単身赴任、組合員または被扶養者の入院等により一時的に別居を余儀なくされる場合は同居とみなす。

(2) 主として組合員の収入により生計を維持していること。

(3) 恒常的な収入（見込）額が年間130万円（月額108,334円）未満であること。

ただし、次の①～③に該当する場合、年間130万円についての記載は年間150万円（月額125,000円）又は年間180万円（月額150,000円）と読替えることができる。（①及び③に該当する場合、③が適用されます。）

①19歳以上23歳未満で組合員の配偶者でない者

恒常的な収入が年間150万円（月額125,000円）未満であること。（この場合の年齢の判定については、所得税法上の取扱いとし、当年の12月31日現在で行う。）

②60歳以上の者

恒常的な収入が年間180万円（月額150,000円）未満であること。

③障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者

（障害年金受給者及び障害年金の支給が決定されているが現に受給していない者等）

恒常的な収入が年間180万円（月額150,000円）未満であること。

※1 「恒常的」とは3か月を基準とする。退職金や不動産売却等の一時的な所得は恒常的な収入に該当しない。

※2 雇用保険法に基づく失業給付を受給している場合は、日額が3,612円（①該当の場合日額4,167円、②③該当の場合日額5,000円）未満であること。

※3 認定時点においては

(4) 他の健康保険、共済組合等の被保険者でないこと。（任意継続被保険者を含む）

(5) 組合員以外の者が扶養手当の受給対象者にしていないこと。

(6) 日本国内に住民票があること。（ただし、海外に一時的に留学する学生等、国内居住要件の例外として認められる場合もあるため、別途確認が必要。）

2 別居している者を認定する場合

別居している者を被扶養者として認定する場合、上記要件に加え次の要件を満たしている必要がある。

ただし、組合員の単身赴任、組合員または被扶養者の入院等により一時的に別居を余儀なくされる場合は同居とみなす。

(1) 認定対象者及び認定対象者と世帯を同じくする者に収入がある場合は、当該被扶養者の全収入（当該被扶養者の収入及び組合員その他の送金等による収入の合計）の1／3以上を組合員が送金してい

ること。

(2) 組合員の送金額が他の扶養義務者からの年間の送金額を上回っていること。

(3) 当該被扶養者が老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合は、当該施設における生計費又は日常諸費について組合員が多少でも負担していること。

ただし、当該施設における生計費又は日常諸費が当該施設入所者の収入により維持できるときは認定できない。

3 その他

上記要件以外にも、詳細な要件があり、個別に判断させていただく場合があります。

